

所究研濟經亞東 學大部國帝都京 內部學濟經

年四回(二月、五月、八月、十一月)發行

東亞經濟叢論

號貳・壹第 卷四第

月二十・九年九十和昭

支那インフレーションと其の對策……………	谷口吉彦
唐の天寶時代に於ける河西道邊防軍の衣糧給與に就きて……………	那波利貞
近世初期に於ける東亞貿易……………	金田近二
支那奧地產鹽技術の技術史的地位……………	島恭彦
支那貨幣小史……………	穗積文雄
孫文の民生主義……………	出口勇藏

(禁轉載)

賣發閣斐有肆書

唐の天寶時代に於ける河西道邊防軍の

衣糧給與に就きて (一)

那 波 利 貞

一

唐朝は高祖の武德元年皇紀一二七八年 西紀六八一年より昭宣帝の天祐四年皇紀一五六七年 西紀九〇七年に至るまで、大約二百九十年間の

存續王朝であるが、其の間に兵制が三度變遷した。『新唐書』卷五十、兵志に

古者兵法起於井田。自周衰王制壞而不復。至於府兵。始一寓之於農。其居處教養。畜材待事。動作休息。皆有節目。雖不能合古法。蓋得其大意焉。此高祖太宗之所以盛也。至其後世。子孫驕弱。不能謹守。屢變其制。……唐有天下二百餘年。而兵之大勢三變。其始盛時有府兵。府兵後廢而爲彍騎。彍騎又廢而方鎮之兵盛矣。及其末也。彍臣悍將兵布天下。而天子亦自置兵於京師。曰禁軍。其後天子弱。方鎮彍。而唐遂以亡滅者。措置之勢使然也。

とある。即ち南北朝時代の西魏・北周に其の制の淵源を發し、隋朝に於て左右翊衛・左右驍騎衛・左右武衛・左右屯衛・左右禦衛・左右候衛の十二衛の國都守備軍の組織せらるるや、何れも將軍ありて諸府の兵を分統すると共に、その兵員は天下に設置したる府の兵より之を求むる原則なりしが、隋朝の國運短かりし爲、あまり成績を見ずして終り、之を踏襲したる唐朝は、太宗の貞觀十年皇紀一二九六年 西紀六三六年に天下に設置の兵府を總べて折衝府と改

稱して上・中・下の三級とし、天下十道に府を置くこと總計六百三十四府、これが所謂府兵制にして、高宗の末年頃より玄宗の開元時代皇紀一三七三—一四〇一年
西紀七三三—七四一年までは之が完備してゐて、國都を守る禁軍の左右衛・左右驍

衛・左右武衛・左右威衛・左右領軍衛・左右金吾衛の所謂左右十二衛竝に太子左右衛率府・左右率府親府勳府翊府・太子左右司禦率府・太子左右清道率府・太子左右監門率府・太子左右內率府の所謂六率府の兵即ち所謂衛士は、都べて此の折衝府の兵が輪番に上京交替服務した。此の府兵は徵兵制に據るものにして募兵には非ず、その常備の總數は略ぼ六拾萬人内外と傳へられて居り、而して府兵より輪番上京して禁軍に在るものは常時略ぼ拾萬人ばかりであつた。之に對して専ら國境邊防の爲のみに存したる軍團は之を軍鎮と稱し、國境に於ける地勢の險要、軍路上の緩急の見地より、重點主義を以て要處要處に其の根據地本營を置き、其の最大なる組織の軍團は之を軍と呼稱し、其の稍々小なる組織のものは之を守捉、或は城、或は鎮と呼稱し、其の最小の組織のものは之を戍と呼稱した。『新唐書』卷五十、兵志に曰く

夫所謂方鎮者、節度使之兵也。原其始、起於邊將之屯防者。唐初兵之戍邊者。大曰軍。小曰守捉。曰城。曰鎮。而總之者曰道。若盧龍軍一。東軍等守捉十一。曰平盧道。

斯くして唐初より平盧・范陽・河東・關內・河西・北庭・安西・隴右・劍南・嶺南・河南の十一道に於て夷狄と接壤する地點に、それ／＼某々軍・某々守捉・某々城・某々鎮と呼稱する邊防軍が設置せられてゐて、天寶の初期頃までは國內の折衝府と相提携し、軍制として内外竝立した。鎮は上・中・下の三等ありて各々定員に多少あり、戍も亦上・中・下の三級に分れてゐて、其の最小なる下戍の定員は三十人未滿、而してそれ／＼鎮將・戍

唐の天寶時代に於ける河西道邊防軍の衣糧給與に就きて

主ありて之を統率した。『新唐書』卷四十九、百官志下には、上鎮二十、中鎮九十、下鎮一百三十五、上戍十一、中戍八十六、下戍二百四十五とあるが、此の數は時代によりて多少の消長増減あり、太宗・高宗時代には鎮四百五十、戍五百九十たりしが、玄宗の開元時代には右百官志所記ほどの數となり、天寶時代には鎮は減少して壹百餘と爲りしに反し、戍は増加して略ぼ四百近いものと爲つた。各道の邊防軍の最高統率官としては一人宛の大總管があり、後に大都督と改稱せられ、太宗時代には現に行軍征討に従事中の大都督即ち戰場に在る大都督を特に大總管と呼稱し、本道に在るものを大都督と呼稱する様に爲り、高宗の永徽年間皇紀一三〇一—一三二五年
西紀六五〇—六五五年以後は本道に在る大都督にして帶使持節の者を節度と俗稱する風を生じ、睿宗の景雲二年皇紀一三七一年
西紀七一一年に賀拔延嗣を以て涼州都督河西節度使に任じたるより以還、節度使がはじめて正式の官名と爲り、之より開元の初期頃までに朔方・隴右・河東・河西の諸道に節度使を任命することと爲りしものであるから、節度使設置の歴史より謂へば、本篇所題の河西道は甚だその因縁の深い地方である譯である。斯く唐の節度使の設置は景雲二年の河西節度使以來のことではあるが、其の實質は夙に唐初より中原の府兵制と相並びて存在したるものにして、唐初以來の邊塞屯防の兵制であり、後に至りて之が府兵制の頽壞に乗じて擡頭し、遂に唐朝を滅亡せしめたのである。

折衝府・軍・守捉・城・鎮・戍の制は開元時代以前の唐朝の完備充實せる内外の兵制なるが、此の中の邊防軍に就きて、特にその鎮・戍各等のみの開元時代の兵員の總數を見ても、其の數は實に夥多しくして、内地の六百三十四折衝府の兵の總數と伯仲の間に在る。開元時代の制にては上鎮定員五百人・中鎮三百人・下鎮三百人未滿、上戍定員五十人・中戍三十人・下戍三十人未滿であるから、之を總計すれば略ぼ六拾萬より七拾萬の間にあ

りしものと推測せられ、以て邊防の充實せしことを推知し得る。『資治通鑑』卷二百十二、唐紀二十八、玄宗の開元十年皇紀一三八二年
西紀七二二年の記載に、同年の秋、張説が邊防の狀況を視察し、且つ康待賓の殘黨を討平せし後の上言を記して

康待賓餘黨康穎子反。自稱『可汗』。張説發兵追討。擒之。其黨悉平……先是緣邊戍兵常六十餘萬。説以『時無強寇。奏罷二十餘萬。使還農。始募兵充宿衛』。

とある。開元十年以前の完備せる邊防軍の總兵員數六拾餘萬とあるは、余が鎮・戍設置の總數竝に其の三等級の定員數に據りて計算したる結果の總兵員數と甚だしい懸隔が無いから、先づ大約六拾萬乃至七拾萬の間にありしことは略ぼ信ぜられると思ふ。これが張説の獻議に據りて約四拾萬乃至五拾萬に減少せられたのであるが、これは削兵にして、決して邊防軍の質の低下ではなく、兵員數は減少しても猶ほ充實したものであつた。佛國國立圖書館所藏燉煌發見文書第貳六五七號・同第貳八〇參號及び同第參〇壹號は等しく天寶六・七・八・九載頃の『丁男計帳殘卷』であるが、これに明記せる職役に相當に土鎮なる名稱の見えるのは、其の土地の鎮・戍の兵として服務せることを示せるものにして、張説の削兵後の邊防軍が眞面目に規定通りに實施せられてゐたことを證するものである。乃ち一例として佛國第貳八〇參號の『丁男計帳殘卷』を示すと次の如くである。

〔首部 缺紙 幅〕

男 懷本 載卅一 品子土鎮

左進賢 載卅七 上柱國子土鎮

唐の天寶時代に於ける河西道邊鎮軍の衣糧給與に就きて

唐の天寶時代に於ける河西道邊防軍の衣糧給與に就きて

第四卷 三二 第一號 三二

左崇臻 載六十三 老男

左思亮 載冊九 上柱國子納資

梁居住 載冊七 衛士

男 思德 載十九 次男 太守執衣

張秦太 載廿七 上柱國子納資

賈楚楚 載冊六 白丁 殘疾 村正

王庭鸛 載廿三 白丁 土鎮

馬含璋 載冊四 上柱國子納資

梁元諫 載五十二 上柱國子土鎮

弟 守訥 載冊九 上柱國子逃走

尹懷爽 載六十六 老男

王增增 載冊七 騎都尉 郡上

趙進 載十九 次男 渠頭

趙大暉 載卅一 白丁 侍丁

趙小臣 載十九 次男 侍丁

王庭蘭 載廿九 上柱國

高大慶 載六十七 老男

弟 英秀 載廿九 上柱國子士鎮

趙仙璋 載廿六 上柱國子士鎮

張奉節 載五十五 上柱國

弟 思忠 載卅 殘疾

張英俊 載五十四 護軍納資

宋崇暉 載五十三 翊衛

男 承晃 載廿六 癡疾

宋崇晏 載五十二 翊衛

趙陁兒 載卅七 品子士鎮

〔以下 缺 紙 幅〕

右は當時の沙州燉煌郡十三鄉の中の或る郷の『丁男計帳殘卷』たることの明確なるものであるから、此の士鎮の任に當る男子は、申す迄もなく河西道管下の鎮・戍の兵である。その如何なる鎮・戍なりしかは後節に於て自ら略ぼ分明となる筈である。

然るに開元時代の後半期を經過する間に、天下の泰平なるに馴れて武備を輕視する風を助長し、府兵制が漸次弛緩し、天寶時代に入りて折衝府は全く有名無實の存在と爲つて來た。『唐會要』卷七十二、府兵の條に

唐の天寶時代に於ける河西道邊防軍の衣糧給與に就きて

天寶八載五月九日。停折衝上府下魚書。以無兵可交。至末年。折衝府但有兵額。其軍士戎器六駄鍋糲糧並廢。

とあるが、『新唐書』卷五十、兵志には更に詳細に其の狀況を傳へ、魚書の停止も李林甫の發議に據るなりとある。曰く

自天寶以後。驍騎之法久稱廢。士皆失拊循。八載折衝諸府至無兵可交。李林甫遂請停上下魚書。其後徒有兵額。官吏而戎器駄馬鍋糲糧並廢矣。故時府人目番上宿衛者曰侍官。言侍衛天子。至是衛佐悉以假人爲軍奴。京師人恥之。至相罵辱必曰侍官。而六軍宿衛皆市人。富者販糴綵食梁肉。壯者爲角觝拔河翹木扛鐵之戲。及祿山反。皆不能受甲矣。

實際、安祿山の叛するや、賊軍を征討する爲の國家の正規兵無きに苦しみ、『舊唐書』卷九、玄宗本紀下所見の如く、天寶十四載皇紀一四一五年
西紀七五五年十一月丁丑日に京兆牧の榮王琬と河西節度の高仙芝とがそれ／＼元帥・副元帥と爲りて義勇兵を招募して拾萬の天武健兒軍を編成し、また『冊府元龜』等の書籍に所見の如く、同年河南に詔して武士健兒五千人・馬一千疋を火急に訓練し、また瀋芬樓刊本の『說郛』卷六に收むる宋の莊綽の『鷄肋編』所見の荊南白碑驛の唐碑に刻せる唐の官銜にある如く、招募健兒使を以て天下に勤王の義勇軍を募るべく狼狽せるのであり、天武軍の如き應急軍隊の組織の爲には先づ招募健兒使と謂ふ官制上に規定せられざる臨時官を設けて天下に義勇兵を招募せざるを得なかつたのである。その衛士を出だす府兵が斯くの如くであるから、國都の禁軍も亦その名あるのみにして、『唐會要』卷七十二、軍雜錄の條に

天寶末。天子以中原太平。修文教。廢武備。銷鋒鏑。以弱天下豪傑。於是挾軍器者有辭。蓄圖讖者有詐。習弓矢者有罪。不肖子弟爲武官者。父兄撻之不齒。惟邊州置重兵。中原乃包其戈甲。示不復用。人至老不聞戰聲。六

軍諸衛之士。皆市人白徒。富者販糴糒食。粟肉。壯者角抵拔河。翹木扛鐵。日以寢闘。有事乃股慄。不能受甲。其後盜乘而反。非不幸也。

とある通りであつたが、獨り邊州國境の兵のみは却りて増加せられてゐた。これは北方の諸民族より侵寇を受けることが多くなりしが爲にして、折衝府に比較すれば恒に緊張する狀勢に置かれてゐた。大體府兵と邊防軍とは諸種の點に於て後者の方が安定的にして、武藝に專念し得るものであつたと想はれる。即ち方鎮の制は常に敵面に對し居れるのみならず、之を統率せる軍將は部下兵卒を私兵の如く考へて、其の生活の安定・身分の確保に努め、兵卒も亦軍將に對して、主從的觀念を抱懷すること強く、而して軍將たる節度使の支配する地域に於ては、制度上文武の兩政共に其の手中に在ると共に、財政も亦其の壟斷する所であるから、其の支配地域内の軍民は彼等の軍民たるかの觀を呈した。これは正に『新唐書』卷五十、兵志に

及府兵法壞而方鎮盛。武夫悍將。雖無事時。據要險。專方面。既有其土地。又有其人民。又有其甲兵。又有其財賦。以布列天下。然則方鎮不得彊。京師不得弱。故曰措置之勢使然者以此也。

と論ぜる通である。府兵制に比較して有力なる根柢牢固として拔くべからざるものあれば、方鎮は如何しても自ら彊大と爲らざるを得ない譯である。此等の邊防軍團には、對夷狄の關係事情の如何・軍略的地形的事情の如何等より其の備兵に大小ありて必ずしも一樣ならざるは、後節に於て河西道のそれとの比較上詳細に述べむとする通りであるが、簡単に例示すれば、范陽道の如く、廣大なる地域、今日の東北亞細亞一帯に居住せる奚・契丹諸民族に對するものは軍の數が十六に達せるものあり、隴右道の如く、吐蕃に對抗すべく軍の數が十八・守捉の數

が三と謂ふ様なものもある。最小組織の戌は戌主が之を統率するが、軍・城・守捉にはそれ／＼その統率者としての使があり、鎮將も後に鎮使と改稱せられ、軍使・城使・守捉使・鎮使はすべて大都督の麾下に屬し、而して此の大都督が開元以後となれば節度使たるのである。

二

叙上は本篇の序説として唐朝の兵制並に内外の兵備の如何を極めて簡単に述べ、以て河西道の邊防軍のことを理解する上に於ての基礎たらしめむと致したのであるが、大體唐朝の兵制は開元時代を時間的疆界として前後の二期に分ち得られ、前期は國內の府兵制も邊防の軍鎮制も完備充實してゐてその運用が圓滑に行はれ、折衝府の兵總計約六拾萬人・邊防軍の兵總計約六拾萬乃至七拾萬であり、それに禁軍の兵約拾萬であるから、總計壹百三十萬乃至壹百四拾萬人である。後期は禁軍も折衝府の軍も全く頽廢して、獨り邊防軍のみがその勢盛にして、節度使が管内の兵政・財政を其の手中に握る結果は、邊防軍は宛として節度使の私有兵たるかの如き有様となり、其の兵力も益々増大するのみにして、隨つて中唐時代以後の邊防軍の實兵員數は的確には知るべからざるものであり、少くとも初唐時代に於ける規定の兵員數よりも遙に多大なりしことならむことのみを推測し得るに已むのみ。

却說府兵制の未だ紊亂せざる時代の總兵員數六拾萬人のことは姑く措き、本篇に於て問題の對象とせる邊防軍のことに就きて考察せむに、其の總兵員數を六拾萬人なりとしても、之に給與すべき衣糧の費は實に莫大なるものなりしことを想見し得る。唐代に於ける軍糧即ち兵餉に就きては『新唐書』食貨志に相當量の記載を爲してあ

るが、遺憾ながら詳細なる計數や統計の記載に於て缺くる所がある。天寶年間、錢六拾萬緡を以て諸道に賦して軍糧を和糴し、每斗三錢を増し、每歲京倉に遞輸せしもの壹百餘萬斛に及んだとあるが、これは恐らくは禁軍の軍餉なりしなるべく、其の大略は知り得ても兵員各員に對する給與が如何なる程度のものなりしかは、此の總説的記述にては之を知悉することが出来ぬ。或はまた同書食貨志に、德宗時代皇紀一四四五—一四六四年に於ける邊防の兵餉を敘して

貞元初。吐蕃割盟。召諸道兵十七萬。戍邊。關中爲吐蕃蹂躪者二十年矣。北至河曲。人戶無幾。諸道戍兵。月給粟十七萬斛。皆糴於關中。宰相陸贄以關中穀賤。請和糴。可至百餘萬斛。計諸縣船車。至太倉穀價四十有餘。米價七十。則一年和糴之數。當轉運之二年。一斗轉運之資。當和糴之五斗。減轉運以實邊。存轉運以備時。云云

とあり、拾七萬の兵の爲に月毎に粟十七萬斛を給したのであるから、毎月一兵の食糧は粟一斛なりしことが知れるのみで、其の他のことは大局の主計的記載たるに過ぎず、戍卒個々が如何なる生活的待遇に在りしか、その一兵の衣食の一年間の費が幾何許なりしかなどのことは一切之を明にすることが出来ぬ。尙同書食貨志には憲宗の元和年間皇紀一四六六—一四八〇年の軍糧のこと見え、『舊唐書』卷十六、穆宗本紀には長慶元年皇紀一四八一年度の軍費のこと、同書卷十九上、懿宗本紀には咸通三年皇紀一五二二年に軍糧を船舶を以て輸送する案、同書卷十九下、僖宗本紀には光啓元年皇紀一四四五年四月乙卯朔、田令孜が左右神策十軍使としてその軍糧獲得に苦心せる記載などがあるが、何れも抽象的記述たる上に、詳細なる數字が無いから、兵餉供給策論としては價值あるも、本篇にて目的とするが如き兵士の給與の實情を知らむと欲する場合にはあまり適切なる史料ではない。

前述の通り、開元十年の張説の減兵以還、唐朝の邊防軍の總數は略ぼ四拾萬乃至五拾萬の間にあるものと爲つ

たのであるが、天寶元年皇紀一四〇二年
西紀七四二年正月に天下三百二十一州・八百羈縻州に十節度經略使を置いて邊防を充實して以て還は、一度削兵せられたる邊防軍が復た増員せられ、『資治通鑑』卷二百十五、唐紀三十一、天寶元年の條に據れば、安西・北庭・河西・朔方・河東・范陽・平盧・隴右・劍南・嶺南の拾節度經略使統率の邊防軍並に福州所領の長樂經略使の兵一千五百人・荊州所領の東萊守捉使の兵及び登州所領の東牟守捉使の兵それ〴〵一千人、計二千五百人を總計すれば、凡そ鎮兵四拾九萬人に達し、張説の削兵以前の數に復してゐる。『通鑑考異』に引ける舊紀に天寶元年現在の兵の總數五拾七萬四千七百三十三人と謂へるは、實は天下健兒團彊騎等の員數をも加算せるものにして、純粹の邊防軍は約五拾萬人と觀るべきであらう。此の約五拾萬の兵糧の上に八萬餘匹の馬糧をも要し、開元以前には毎年邊兵に供給する衣糧額通計二百萬疋斛に過ぎざりしが、天寶以後邊將の要請によりて漸次兵員を増加したる爲、毎歲衣服材料一千二拾萬疋・糧食一百九十萬斛と謂ふ巨額に上り、公私共に費に勞して民庶は漸く其の負擔に堪へ難く爲つたと傳へられてゐる。

當時の兵士一人一年分の糧食の量は果して幾何許のものなりしか。またこれを價格にすれば果して幾何許なりしかを採らむに、量の問題は駐在地並に時代の差異ありても、度量衡制にさへ差異無ければ大體變化なき筈であるから、必ずしも天寶初期の史料に據らずとも、以て天寶初期のそれを知り得る筈である。『資治通鑑』卷二百三十二、唐紀四十八、德宗の貞元三年皇紀一四四七年
西紀七八七年七月の條に、李泌が府兵復興策を奏上したる記述が見えてゐるが、其の中に次の如き文句がある。曰く

今歲徵關東卒。戍京西者十七萬人。計歲食粟二百四萬斛。今粟斗直百五十。爲錢三百六萬緡。

拾七萬人に二百四萬斛と謂へは兵卒一人一年の消費糧量は正しく拾貳斛、一ヶ月に一斛でめる。一斛は古は十斗の名なりしも、支那近世にては五斗を以て一斛と稱し、唐代に於ても既に一斛は十斗に非ざるを以て、一日分は壹升五合ばかりにか當らぬ。天寶時代の邊防軍の兵士も大體此の如きものなりしと思はれるから、一年一人拾貳斛として計算すれば、天寶初期邊防軍約五拾萬人の食ふべき一年分のその總額は六百萬斛、月額として五拾萬斛である。その價格は駐在地並に時代の差異により價の貴賤があるから、一概には謂へぬが、假に李泌の言を以てすれば、一斗百五十文にて一斛七百五十文、一年一人拾二斛にて九千文即ち九緡である。更にこれを天寶時代の價格に據りて學問的に論ぜむとすれば、佛國々立圖書館所藏燉煌發見文書第參四八號紙背の官署の經濟出納文書殘卷に據りて之を爲し得る。此の紙背文書は夙に劉復の『敦煌掇瑣』中輯に「瑣六六」として逐録せらるるが、その首尾を省略せるのみならず、文書の形式を變じ且つ肝要なる文字に誤讀と誤寫とが多いから、信賴して利用し難い憾がある。此の佛國第參四八號文書の紙表は朱書の佛教々義書らしいが、紙背は都て官署の經濟出納文書で、馬思簡・董景暉・宋思亮・趙敬微等の納粟牒、宋無瑕・王玉芝・李庭金・張欽明以下康仁布に至るまでの各納粟牒があり、その大部分は典の鄧伯乃と孔目判官の某が取り扱つて居り、取扱者の署名の箇處に各々曲尺壹寸八分四方の朱印に二字二行に排字せる「豆盧軍印」が押捺せられ、年紀は悉く天寶六載十二月十日前後にして、同月十四日より十九日に至るまでの間に受附けられて居り、何れも豆盧軍の軍倉に軍用粟即ち豆盧軍用の兵餉を納めたる牒文である。依りて余は之を『天寶六載十二月豆盧軍軍倉收納粟文書』と命名して居る。今その首部の若干を例示すれば次の如くである。

唐の天寶時代に於ける河西道邊防軍の衣糧給與に就きて

第四卷 四〇 第一號 四〇

〔前部 缺紙幅〕

行客馬思簡 粟陸拾碩

百姓董景暉 粟壹伯碩 百姓宋思亮 粟壹伯碩

牒。敬徵等。今有ニ上件粟。請ニ交來。請ニ處

分。謹 牒。

天寶六載十二月 日 行客 趙敬徵 牒。

付初之儀

十七

十二月十七日典 鄧伯乃交

孔目判官

連 洋 廿

十七

粟壹伯碩

牒。無瑕今有上件粟。請納充交粟。謹牒。

天寶六載十二月 日 行客 宋無瑕 牒。

付
有
之
威
市
十
七
日

十二月十七日典 鄧伯乃交

孔目判官 元 付

通
海
廿
十
日

此等の牒文に續きて總計壹百三十二行の經濟文書が遺存してゐて、其の首のものは次の如きものである。

軍 倉

行客任惹子納交粟壹伯捌碩陸斗 空。

右奉判令檢納前件人交粟粟納訖具

上者謹依檢納訖具狀如前謹錄狀

唐の天寶時代に於ける河西道邊防軍の衣糧給與に就きて

牒件狀如前謹牒

天寶六載十一月・日典 索惠明

典 張士福

これ以下には天寶六載十一月失名氏納粟、十一月廿九日典鄧伯乃、孔目判官某受附牒ありて此の兩牒共に天地轉倒して介在して居る。此の二牒文にも「豆盧軍印」が取扱者の署名の個處に押捺せられて居る。而して此の壹百三十二行の經濟文書は首尾完全ならず、中間に六箇處の紙縫ありて脱紙・脱文あることは明瞭であるが、其の殘卷の末尾に

右於當軍天寶四載和柔

正段等具估價

件於□前

〔以下紙幅缺如〕

とあるから、此の文書が天寶四・五・六載皇紀一四〇五—一四〇七年
西紀七四五—七四七年頃の豆盧軍の軍倉への入粟・入正段の收納文書なることは略ぼ明であると思はれる。而して右の文書の牒文中、及び後に逐録せる根本史料に習見する柔の字は糴の字の當時に於ける俚俗字であり、蓋し略書より來由する庶民間の通行字であらう。

三

豆盧軍に就いては史料の關係より後節に於て種々説明を加ふる豫定であるが、唐代の燉煌地方は漢民族と非漢民族との雜居にて異族語の常用多く、此の豆盧なる語は鮮卑民族の語の漢字音譯にして漢譯すれば歸義の意であ

り、鮮卑民族の慕容氏の慕容廆が魏より豆盧氏の姓を賜はりて以て還は姓氏としても存する語、然らば豆盧氏は歸義氏・豆盧軍は歸義軍の意にして、蓋し豆盧軍は唐の宣宗の大中五年皇紀一五二一年西紀八五一年以後の沙州の歸義軍の名稱の前身かと思はれる。要するに唐代河西道邊防軍十軍中の一軍にして、其の本營は沙州城内に置かれ、四千三百人の常備員數を擁して他の九軍と共に河西節度使の指揮下に在りし邊防軍である。此の『天寶六載十二月豆盧軍軍倉收納粟文書』の一節に次の如き條ありて、天寶四・五・六載頃の小麥・青麥・豌豆・粟・床等の穀物の價格竝に大生絹・河南府所產のアシギヌ纁・纁緋・纁綠・大綿・大練・熟纁等の布帛の價格を的確に知り得るのである。此等の人馬の食糧竝に被服材料は、後に詳述すべき邊防軍の一軍たる豆盧軍の將兵の爲の軍需品にして、以て邊防軍一般に對する平常必須の軍需品の如何なるものなりしかを確實に知り得るのみならず、天寶三・四・五・六載皇紀一四〇四―一四〇七年西紀七四四―七四七年頃に於ける河西道地方の諸種の品々の價の明記せられあるを以て、代品を以てする納入も行はれたるらしく、當時の河西道地方に於ける一般社會經濟生活を知る上に於ても甚だ稀觀にして貴重なる根本史料なりと謂ふべきである。少しく長けれども大海の遺珠も嘗ならざる實に珍らしき天地間の孤史料なる爲、左にこれを原文書の形式の儘に逐録する。

〔首部 缺文〕

載夏季載支糧帳訖

肆伯伍拾陸碩捌斗伍勝柒合 小麥

壹伯肆拾柒碩肆斗 青麥

唐的天寶時代に於ける河西道邊防軍の衣糧給與に就きて

唐の天寶時代に於ける河西道邊防軍の衣糧給與に就きて

第四卷 四四 第一號 四四

壹伯碩肆斗

豌豆

玖阡參伯參拾玖碩肆斗壹勝

粟

壹阡壹伯壹拾陸碩捌合粟填本外

利潤其粟收附同前季利潤帳

註

伍阡柒伯玖拾壹碩貳斗肆勝肆合斛斗

三載冬季交衆納准估計常

錢壹阡伍伯柒拾伍貫玖伯伍

伍阡肆伯伍碩捌斗參勝柒合粟

〔此處ニ紙縫アリ數行切除サレアリト覺ユ〕

斗估廿七文計貳阡捌伯貳拾貳貫玖伯陸拾貳文八分

壹萬肆拾肆碩陸勝柒合斛斗准和衆値

折填充交衆足段本其斛斗收附軍倉三

〔此處ニ紙縫アリ〕

計壹阡肆伯伍拾玖貫伍伯柒拾壹文

壹拾柒碩壹斗貳斗貳拾七文計肆貫

陸伯壹拾柒文

貳伯陸拾貳碩伍斗 青麥斗伍卅文

計柒拾捌貫柒伯伍拾文

柒拾陸碩柒合 小麥斗伍卅二文計貳拾

肆貫參伯貳拾參文伍分

貳拾玖碩捌斗 豌豆斗伍廿九文計捌貫

陸伯肆拾貳文

肆阡捌伯捌拾陸碩參斗伍勝伍合麥

粟床豆等准和參估折填充

交采正段本其斛斗收附軍

倉同前載冬季載支糧帳訖

壹拾柒碩壹斗 床

貳伯陸拾貳碩伍斗 青麥

柒拾陸碩柒合 小麥

貳拾玖碩捌斗 豌豆

肆阡伍伯碩玖斗肆勝捌合 粟

唐の天寶時代に於ける河西道邊防軍の衣糧給與に就きて

唐の天寶時代に於ける河西道邊防軍の衣糧給與に就きて

第四卷 四六 第一號 四六

玖伯肆碩捌斗捌勝玖合粟填本外

利潤其粟收附同前季利潤帳訖

柒阡伍伯陸拾陸碩肆斗柒勝肆合

斛斗四載春季交衆納准估

計當錢貳阡陸拾貳貫參伯

壹拾柒文貳分

陸阡柒伯玖拾玖碩玖斗貳勝捌合粟一斗

估廿七文計壹阡捌伯參拾五貫玖伯捌拾文伍分

貳伯參拾碩陸斗 青麥斗估卅文計

陸拾玖貫壹伯捌拾文

貳伯肆拾壹碩捌斗貳勝陸合 小麥

斗估卅二文計柒拾柒貫參伯捌拾肆文參分

貳伯柒拾陸碩壹斗貳勝 床斗估廿七文

計柒拾肆貫伍伯伍拾貳文肆分

壹拾捌碩 豌豆斗估廿九文計伍貫

.....(此處ニ紙終アリ數行ヲ失ヘルモノノ如シ).....

陸阡參伯捌拾肆碩貳計壹勝參合

斛計准填和桑估折填充交桑

.....〔此處ニ紙縫アリ數行ヲ失ヘルモノノ如シ〕.....

合當軍天寶四載和桑准 旨支貳萬段出武

威郡准估折請得絶絹練綿等惣壹萬

肆阡陸伯柒拾捌屯正參丈伍尺肆寸壹拾銖

伍阡陸伯正 大生絹

伍伯伍拾正 河南府絶

貳伯柒拾正 絹緋

貳伯柒拾正 絹綠

壹阡玖伯貳拾柒屯壹拾銖 大綿

壹阡柒伯正 陝郡絶

肆阡參伯陸拾壹正參丈伍尺肆寸 大練

柒阡壹拾柒屯正壹拾銖行綱燉煌郡

參軍武少鸞天寶三載十

月十二日充 旨支四載和

唐の天寶時代に於ける河西道邊防軍の衣糧給與に就きて

唐の天寶時代に於ける河西道邊防軍の衣糧給與に就きて

第四卷 四八 第一號 四八

采壹萬段數其物並給百

姓等和采直破用並盡

伍阡陸伯疋 大生絹疋估四百六十五文計

貳阡陸伯肆貫文

伍伯伍拾疋 河南府繩疋估六百廿文

計參伯肆拾壹貫文

貳伯柒拾疋 縐紵疋估五百五十文

計壹伯肆拾捌貫伍伯文

貳伯柒拾疋 縐紵疋估四百六十文

計壹伯貳拾肆貫貳伯文

參伯貳拾柒屯壹拾銖 大綿 屯估一百五十文

計肆拾玖貫伍拾文

以前疋段准估都計當錢參阡貳伯陸

拾陸貫柒伯伍拾玖文計采得斛斗

壹萬壹伯壹拾伍碩陸斗玖勝壹合

其斛斗收附去載冬季軍倉載支

粮帳經支度勾并牒上金部比部

度支記

玖阡貳伯肆拾柒碩柒勝肆合 粟斗估卅二文

計貳阡玖伯伍拾玖實陸拾肆文肆分

肆伯壹拾柒碩參斗伍勝參合 小麥

斗估卅七文計壹伯伍拾肆實肆伯

貳拾文陸分

壹伯參拾玖碩貳斗陸勝肆合 床斗估卅一文

計錢肆拾肆實伍伯陸拾伍文貳分

肆拾玖碩伍斗 豌豆斗估卅四文計錢壹

拾陸實捌伯參拾文

貳伯陸拾貳碩伍斗 青麥斗估卅五文

計錢玖拾壹實捌伯柒拾伍文

柒阡陸伯陸拾壹屯足參丈伍尺肆寸足段

行綱別將張處廉三月十八日於武威

郡領充到 旨支四載和

唐の天寶時代に於ける河西道邊防軍の衣糧給與に就きて

唐の天寶時代に於ける河西道邊防軍の衣糧給與に就きて

桑壹萬段數春季新附其

正給百姓和〔桑〕斛斗并准金部

格給副使祿直破用並盡

壹阡柒伯正 陝郡 絶

壹阡陸伯屯 大 緯

肆阡參伯陸拾壹正參丈伍尺肆寸 大練

捌拾參正壹丈玖尺壹寸大練准格

給副使李景玉天寶四載春

夏兩季祿粟壹伯貳拾碩

直斛估卅二文計參拾捌貫肆伯

文折給上件練 正估四百六十文 不桑斛斗

柒阡伍伯柒拾捌屯正壹丈陸尺參寸正

段給百姓等和桑斛斗直

肆阡貳伯柒拾捌正壹丈陸尺參寸 大練

正估四百六十文計壹阡玖伯陸拾捌貫陸拾捌文□

壹阡柒伯正 陝郡熟絶 正估六百文計壹

阡貳拾貫文

壹阡陸伯屯 大綿 屯估一百五十文計

貳伯肆拾貫文

以前和采疋段准估計當錢參阡

貳伯貳拾捌貫陸拾捌文柒分計

采得斛斗惣壹萬貳拾柒碩壹

斗捌勝參合其斛斗並附軍倉

春季穀支糧帳訖

玖阡貳伯陸拾碩陸斗參勝柒合

粟斗估卅二文

計貳阡玖伯陸拾參貫肆伯肆文玖分

貳伯參拾碩陸斗 青麥斗估卅五文計

捌拾貫柒伯壹拾文

貳伯柒拾陸碩壹斗貳勝 床斗估卅二文

計捌拾捌貫參伯伍拾捌文肆分

貳伯肆拾壹碩捌斗貳勝陸合 小麥斗估卅七文

計捌拾玖貫肆伯柒拾伍文肆分

唐の天寶時代に於ける河西道邊防軍の衣糧給與に就きて

壹拾捌碩 豌豆斗估卅四文計陸貫壹

伯貳拾文

此の次に前節の終に紹介したる右於當軍天寶四載和余云云の三行がありて紙幅が缺損して居るのである。遡録に當りて特に其の箇處を明示せる通り、此の佛國第參參四八號紙背文書には處々に紙縫部が多いのみならず、往往其の箇處にて前後の文意の斷絶せることの明瞭なるものあり、これは或は一枚一枚の紙幅が亡失抜紙してゐるものと考察せられるが、當時の河西道地方の諸物價を知る爲には、少々の脱落はありても史料として充分に利用し得る性質の文書であり、牒文により見ると、天寶六載十二月の豆盧軍軍倉收納粟文書ではあるが、此の諸物價の明記せられある箇處は天寶四載度に於ける豆盧軍軍倉收支經濟計算文書の殘卷であるから、此の佛國第參參四八號紙背文書は、之を嚴密に命名すれば『天寶四載乃至六載豆盧軍軍倉收納穀物並に收支經濟計算文書』と謂ふのが最も適當であらう。文書の時代は既に末尾に右於當軍天寶四載和羅云々とあれば、その四載以後、寧ろ五載に於て前年の收支決算を明記したるものと考察せられ、文中に燉煌郡の名稱あれば沙州のものたること明であるが、天寶四載度に貳萬段の正帛を武威郡に支出して和羅を致すこととなり、絶・絹・練・綿等惣て壹萬肆阡陸伯柒拾捌屯足參丈伍尺肆寸餘を以て之を實行したりといふ文句見え、而して此の武威郡は涼州にして『新唐書』卷四十、地理志四の記載に徵證すれば、後に説く所の赤水軍・大斗軍・烏城守捉・張掖守捉・交城守捉・白亭軍の駐在する地方なれば、此等の軍需品は赤水・大斗の諸軍に要したるものと思はれる。此の文書にて斗升合の升をば升または當時普通の習なる跡の字を用ひずして、勝の字を使用しあるは、一見誤字か當字なるかの如く誤解さ

れ易い虞があるが、無論普通に緣由する文字で、誤の字を以てすることも當時一般の習俗として廣く慣行せられてゐたものであるから、決して誤記でも誤寫でもなく、此の習俗は遠く海濱を凌いで皇國にさへも流傳したるもので、正倉院尊藏の經濟關係文書に於ても之を見るのである。尙ほ劉復の『敦煌掇瑣』中輯「瑣六六」に逐録せるものは悉く穀物の時價を十倍に誤記誤解して居る。これは本文に斗估卅文・斗估二十九文などとある斗・斗の文字が原文書に於て草書體に書かれて斗・什などとあるのを舛・升の字と誤讀せる爲に起りし誤にして、例せば一斗の價三十文或は二十九文なるを悉く一升の價と誤寫して居る。此等が一斗の價なることは、量額と其の總價額とを計算照合すれば極めて容易に分明なるに拘らず、漫然と傳寫して升價と爲せるは輕率なりと謂はなければならぬ。例示すれば、右文書の尾部より二行目の豌豆の價の如き、斗價三十四文なれば拾八碩にて正しく總價六貫壹百二十文となり、文書の示す通であるが、若し劉復の如く之を一升價とすれば總價額が六拾壹貫二百文と爲りて十倍となり原文書の記載に合致せぬことと爲る。その他皆之に準じて正しく一斗の價なのである。估の字はその音コ、估價などと熟字する字にして「アタヒ」の意、『新唐書』卷壹百五十一、陸長源傳に「高三鹽價二賤二帛估」などと使用せられたる例あり、價の字と同義に解して宜しい。此の『天寶四載乃至六載豆盧軍軍倉收支經濟計算文書』の示す所にては、粟壹斗價二十七文乃至三十二文・床壹斗價二十七文・青麥壹斗價三十文乃至三十五文・小麥壹斗價三十二文乃至三十七文・豌豆壹斗價二十九文乃至三十四文・大生絹一疋價四百六拾五文・河南府所產纈壹疋價六百三十文・縵緋壹疋價五百五十文・縵綠壹疋價四百六拾文・大綿壹屯價壹百五十文・大練壹疋價四百六十文・陝郡所產熟纈壹疋價六百文である。此の中で粟・青麥・小麥・豌豆などの斗價に兩種あるは同じ一年間

に於てのことながら、季節の如何によりて時價に變動ありしことを語るものなるべく、何れも等しく壹斗につき五文宛騰貴して居るが、これは各々の收穫期と端境期とに於ける賤貴の差異であらうと想はれて甚だ興味が深い。端境期の現物減少の時期に於て約壹割五分乃至貳割の價格騰貴である譯である。

此の天寶四・五・六載頃の粟價を以て前述の兵卒一人一年分の糧食量拾貳斛即ち六碩を計算すれば、壹斗價二十七文なれば壹千六百貳拾文、壹斗價三十二文なれば壹千九百貳拾文となり、全壹個年の價格の貴賤を考慮に加へて見る時は、兵卒一人一年の糧食費は壹千七百七十文、一箇月にては壹百四拾文内外となる。李泌の時代は粟價壹斗百五拾文と謂つて居るから、之は餘程高價であるが、これは德宗の貞元三年皇紀一四四七年西紀七四五年のことにして、玄宗の天寶四・五・六載頃皇紀一四〇五—一四〇七年西紀七四五—七四七年よりも四拾年許も後世のことにして、諸物價一齊に騰貴し居りし爲と、李泌の説ける將兵は燉煌地方などの僻地と異なりて、首都長安の西郊に戍守してゐるのであるから、首都郊坳のこととて、諸物價は一般に高價なる譯であると共に、これは特殊なる現象なるかも知れぬ。『唐會要』卷九十、和糴の條に、僅に壹箇年の時間的距離しかない貞元二午の粟麥に就いて次の如き記載あり、

〔貞元二年〕十一月。度支……又請度支給錢添成四十萬貫。令京兆府。今年內收糴粟麥五十萬石。以備軍倉。
詔從之。

四十萬貫を添加するは今年收穫する粟麥の爲の代金であるから四十萬貫を以て粟麥五十萬石が買へる譯である。四十萬貫は四億文なれば、これにて五十萬石を購入し得る當時の粟麥壹石の時價は八百文の筈にして、随つて壹斗價は八拾文である。時代を異にし、また首都のことなれば、天寶四・五・六載頃の燉煌といふ僻陬地方の壹斗

價二十七文乃至三十二文なるに比較すれば、二倍額乃至三倍であつても特に怪しむに足らぬであらうが、此の價斗價八拾文のものが、同じ地域に於て、すぐ翌貞元三年に壹百五拾文なりとは稍々其の懸隔が大に過ぐる嫌がある。恐くはこれ特殊の事情に緣由する特殊現象であらうから、以て一般的な考據標準とは爲し難いと思ふ。燉煌地方は僻陬であるから、これ亦一般普通よりは稍々賤價であらうと推測せられるが、しかし斯様な豆盧軍といふ邊防軍の軍倉の收納會計簿に見える價であり、且つ一般に邊防軍の駐在地域は燉煌地方に類似せる經濟事情の地にして、諸物價の高貴なる中原や首都地方の如き地域ではないから、少くとも邊防軍の軍糧の價に關する限りは此の燉煌地方のものを以て一般を律しても、甚だしき過誤に陷るまいと考察せられる。然らば邊防軍の兵卒の壹箇年の糧食費は壹人壹千七百七拾文なれば、天寶初期の邊防軍總數五拾萬人のそれは總額八拾八萬五千貫文。量にして六百萬斛、實に龐大なるものと謂はなければならぬ。